

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定を迅速かつ的確なものとする事及び経営の公正性と透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを充実させることが経営の重要な課題の一つと位置づけております。

また、構築されたコーポレート・ガバナンス体制のもとで得た企業活動の成果を、株主をはじめとするステークホルダーに対し適切に還元することで、企業価値の増大に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 監査役会設置会社制度のもと、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は「安全・快適なインテリア空間を創造する」ことを経営理念としております。

また、FSCや国産材を使用した家具の推進強化により、環境にやさしい企業を目指すとともに、販売市場を「医療・福祉市場」、「宿泊市場」、「オフィス・文教・公共市場」、「商環境市場」、「チェーンストア・その他市場」の5市場に分類し、各市場向けの商品開発、カタログ発刊など施策を講じ、業績の拡大を図っております。

なお、当社は社内において3か年の中期事業計画を策定し、その内容に沿った事業戦略の遂行を図り、毎年更新しておりますが、現在のところホームページなどへの公表は行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、投資株式を「純投資目的株式(専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式)」及び「純投資目的以外の株式(いわゆる政策保有株式)」として区分しております。2020年10月期末時点における投資株式の銘柄数は83(純投資目的株式12、政策保有株式71)、貸借対照表上の合計額は3,351百万円(純投資目的株式191百万円、政策保有株式3,159百万円)であります。

株式の政策保有にあたっては、企業価値の向上及び持続的な発展のため中長期的な視点に立ち、関係の維持、取引の拡大、シナジー創出等の事業上のメリット、あるいはリスクを検証しつつ、株式の政策保有を行う事を基本方針としております。個別の政策保有株式については、取締役会において現在の取引状況や継続保有の中長期的な経済的合理性を検証し、保有の有効性を毎年見直します。なお、今後の状況変化に応じて、保有の有効性が認められないと考える場合には、政策保有企業との十分な対話のもと、保有の縮減を検討してまいります。また、純投資目的株式についても取締役会において毎年経済的合理性を検証し、保有の有効性が認められないと考える場合には、保有の縮減を検討してまいります。投資株式に係る議決権行使については、当社の利益に資することを前提として、保有先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権の行使を行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が関連当事者と取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程に基づき、必要に応じて取締役会に上程し、審議・決議しております。

なお、決議にあたっては、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取引内容及び条件の妥当性について十分な検討を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

年金資産の運用にあたっては、当社が定めた運用基本方針に基づき、委託した運用受託機関において運用を行っております。所管部署である当社管理部人事課においては、適切な資質を持った担当者を配置し、運用受託機関との定期的な情報交換を行うことで定量的・定性的な評価を実施しており、引続き運用状況を適切に管理するとともに年金運用セミナー等へ積極的に出席し、その専門性の向上に努めてまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員報酬決定の方針と手続を、下記の通り定めています。

1. 基本方針

- ・各役員の役割や責任に応じた報酬とし、公正かつ透明性の高いプロセスを確保します。
- ・取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会における審議・検証を行い、客観性、合理性を確保します。
- ・社外取締役および監査役を除く取締役については、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上への意欲を高める報酬水準・報酬体系とします。

・社外取締役および監査役については、独立性に配慮した報酬水準・報酬体系とします。

2. 報酬体系

・報酬は、基本報酬(役位等を基準とした固定の金銭報酬)、業績連動型報酬(単年度の経常利益を連動指標として算出した役位別の金銭報酬)、株式報酬(中長期的な企業価値向上への動機づけを目的としたもの)により、以下のとおり構成されております。

取締役(社外取締役を除く)

・基本報酬、業績連動型報酬および株式報酬で構成しております。

社外取締役

・基本報酬のみ。

監査役

・基本報酬のみ。

3. 報酬決定の手続き

・取締役の報酬は、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし過半数の独立社外役員で構成する報酬諮問委員会を設置し、同委員会の答申を受けて取締役会で決定します。

・報酬諮問委員会は、原則年1回以上開催し、役員報酬の決定方針、制度内容、算定方式、個人別の報酬内容等を審議することで、報酬決定プロセスの透明性を高めるとともに、報酬の妥当性を確保します。

・監査役の報酬については、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

・取締役における報酬等の額は、以下のように決定しております。

基本報酬

各取締役の役割や責任の大きさ等に応じ、株主総会で承認された報酬総額(年額400百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内))の範囲内において、決定しております

業績連動型報酬

取締役(社外取締役を除く)の業績連動型報酬は、経常利益率を指標とし役位別に以下のとおり算定しております。(単位:千円)

	9%以上	8%~9%未満	7%~8%未満	6%~7%未満	5%~6%未満	4%~5%未満
取締役会長	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000
代表取締役社長	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000
取締役副社長	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	10,000
専務取締役	15,000	13,500	12,000	10,500	9,000	7,500
常務取締役	12,000	10,800	9,600	8,400	7,200	6,000
取締役	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000

株式報酬

取締役(社外取締役を除く)の株式報酬については、2020年1月16日開催の第53回定時株主総会において、対象取締役に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬の導入をご承認頂きました。譲渡制限付株式報酬の総額は、基本報酬枠とは別枠で年額50百万円以内、発行又は自己株式処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内としており、支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会において決定してまいります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任にあたっては、個々の経歴、実績、人間性、知識、経験、能力等のバランスを総合的に判断し、取締役会で決定しております。取締役候補者の指名にあたっては、持続的な企業価値の向上を可能とする知見、優れた人格、高い倫理観および豊富な経験を有することを選任方針とし、取締役会にて決定しております。また監査役候補者については、上記の要件に加え財務・会計・税務に関する適切な知見を有することを要件とし、取締役会および監査役会にて審議を経た上で株主総会付議案とする手続としております。

また、経営陣幹部の解任については、その職務、機能を十分に果たしていないと認められる場合には、取締役会で審議検討のうえ決定しております。

(5) 取締役会が原則3-1-(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会招集通知の参考書類に、取締役、監査役候補者全員について個々の選任理由について記載しております。経営陣幹部の解任については、必要に応じて適時適切な方法により、株主をはじめとするステークホルダーに対し、情報開示いたします。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1(1)

当社は経営の最高意思決定および監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制として経営会議を設置しております。

また、取締役会で決定する事項と経営会議に委ねられる事項は、取締役会規則および経営会議規程において明確に定められており、業務執行の状況は取締役及び執行役員が出席する経営会議において報告される仕組みとなっております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、会社からの独立性の確保を重視しております。

独立性の判断につきましては、金融商品取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11(1)

当社は、取締役会において活発な議論・検討をし、的確・迅速・公正な意思決定を行うため、定款において取締役は9名以内と定めております。また、2019年1月16日開催の定時株主総会において、議案どおり2名の独立社外取締役が選任された以降、取締役6名のうち3分の1を独立社外取締役とすることでガバナンスの強化を図り、現在に至っております。

また、持続的な成長と企業価値向上の観点から、取締役会は優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることを前提に、さらに機能の実効性を確保する観点からバランス及び多様性に配慮した構成とします。

補充原則4 - 11(2)

社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役・監査役は他の会社の取締役等の役員等を兼任する場合には、当社の取締役、監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であるべきと考えております。

なお、兼任状況につきましては、事業報告書(定時株主総会招集通知)「会社役員の状況」、及び有価証券報告書「役員の状況」にて詳細を開示しております。

補充原則4 - 11(3)

当社は、取締役会の機能向上を図るため、独立した第三者機関の視点を取り入れながら、取締役会の実効性に関する自己評価・分析を行っております。実効性評価にあたっては、取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象に、アンケートを実施いたしました。回答は、忌憚ない意見を引き出すため、直接第三者機関に匿名で回答する方法で行っております。第三者機関が集計と分析を行った結果を踏まえ、議論・評価した結果、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

当社の取締役及び監査役は、コンプライアンス等を含む外部研修に参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他重要な事項につき、担当役員から説明を受け、理解を深めております。

また、社外取締役には当社グループの事業内容や現状についての説明を実施するとともに、事業所・工場の視察等機会を設けております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 当社は、持続的な成長と中期的な企業価値の向上を目的に、株主及び投資家との建設的な対話を促進することを目指しております。

2. 株主及び投資家との対話に関しましては、管理本部が統括し、その実現に努めております。

また、対話を通じて得られた内容は、適宜、取締役会に報告いたします。

3. 当社の主なIR活動は次のとおりです。

・定時株主総会、IRイベントの参加等の取組み(年1回～2回)、個人投資家向け会社説明会、機関投資家向け決算説明会(年2回を予定)、当社ウェブサイトへのIR関連資料を掲載

4. インサイダー情報の管理に関しましては、社内規程に基づき、その管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人大川	1,852,157	18.18
オリバー取引先持株会	621,770	6.10
株式会社三菱UFJ銀行	500,660	4.91
株式会社みずほ銀行	438,750	4.30
株式会社三井住友銀行	435,750	4.27
大川三千代	319,361	3.13
大川淳子	318,520	3.12
岡崎信用金庫	256,000	2.51
オリバー社員持株会	238,544	2.34
豊田通商株式会社	236,280	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、2020年10月20日時点の株主名簿の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期 更新	12月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中川俊治	税理士													
鳥山聡	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川俊治			税理士としての専門的知見並びに財務及び会計に係る幅広い知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める事項のいずれにも該当しておらず、独立性が高いと判断したため、社外取締役及び独立役員に選任しております。

鳥山聡	鳥山聡氏は、住友生命保険相互会社の業務執行者でしたが、2019年1月31日をもって同社を退職しました。同社は、当社確定給付企業年金の資産管理運用機関ではありますが、その年間取引額および連結売上高に占める割合は、当社および同社においても僅少であります。	生命保険会社で法人部長を歴任し、生命保険会社の関係会社の取締役としての経験を有すること、また、中小企業診断士、社会保険労務士、証券アナリスト等の資格も有しており、雇用及び労務管理をはじめ経営全般に係る幅広い知見を有することから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しており、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める事項のいずれにも該当しておらず、独立性が高いと判断したため、社外取締役及び独立役員に選任しております。
-----	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	株式会社オリバー報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明

その他の1名は、独立社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役及び内部監査部門の担当者は、会計監査人と四半期毎に行う監査報告会を通して情報交換を密にし、監査内容の充実を図るとともに、監査報告会以外でも必要に応じて意見交換を行い、情報共有の強化を図っております。また、監査役は、内部監査部門である内部監査室と随時意見交換、監査実施状況報告等を行い、連携を密にして監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉浦正健	弁護士													
近藤克磨	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦正健		杉浦正健氏とは2018年10月20日まで顧問弁護士契約を締結しておりました。当該契約に基づく報酬額は月額12万円であり、社外監査役としての独立性に影響を与えていたものではありません。	弁護士としての優れた見識と豊富な実務経験を有することから、適正な監査を客観的な視点からの確に行うための十分な見識を有していると判断したため。
近藤克磨			公認会計士、税理士としての専門的知見並びに財務及び会計に係る幅広い知見を有するほか、他社において社外監査役としての実務経験もあることから、適正な監査を客観的な視点からの確に行うための十分な見識を有していると判断しており、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める事項のいずれにも該当しておらず、社外監査役のうち最も独立性が高いと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役賞与について、当該期における経常利益率に応じて支給額算定を行う制度を導入しております。また、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を2020年1月16日開催の第53回定時株主総会においてご承認頂き導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年10月期における、取締役7名に対する報酬等の総額は、149,338千円(内訳:基本報酬88,286千円、賞与49,600千円、譲渡制限付株式報酬7,959千円、役員退職慰労引当金繰入額3,492千円、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[原則3-1 情報開示の充実]「(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現時点では社外取締役及び社外監査役をサポートする人員はおりませんが、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くこととしております。また、社外監査役を補助する使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社の業務執行・監督については、株主総会により選任された取締役6名による取締役会が定期・適時に開催され重要事項を協議決定するとともに、業務執行状況を監督しております。
また、経営上の重要事項を討議し業務執行を効率的に進めるため経営企画室会議を随時開催するほか執行役員制を導入しており、執行役員(10名)は、取締役、常勤監査役等が参加する経営会議においてその業務執行状況を報告しております。
2. 当社の監査役会は、監査役4名(うち、社外監査役2名)で構成されており、監査役としての見解調整を行うほか、取締役会や社内の重要な会議に出席し、適宜に監査役としての意見提議を行っております。
また、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置くほか、社外監査役候補者の選定に際しては、独立性が高く、財務・会計・法律等に関する知見を有することを重要な選定要件にするとともに、監査実効性及び業務の専門性に配慮するために、過去において業務の執行者であったものを監査役候補者に選定し、両者が連携を図りながら監査にあたることで、取締役監視機能の強化につなげております。
3. 会計監査人については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を、有限責任 ずさ監査法人に依頼しております。
A. 業務を執行した公認会計士(2020年10月期)
指定有限責任社員 業務執行社員 岡野 英生氏
指定有限責任社員 業務執行社員 稲垣 吉登氏
B. 監査業務における補助者の構成(2020年10月期)
公認会計士 7名
その他 11名
*その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。
4. 取締役の報酬等の決定プロセスの客観性、透明性を高め、経営の強化を図ることを目的とした任意の報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の役員をもって構成され、その過半数は独立社外役員とすること及び年1回以上委員会を開催して、取締役の個人別の報酬等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
5. 内部監査室は、内部監査規定に定める監査手順に従い内部統制監査を行っております。また、内部監査の独立性を担保し、その権限をより強化するため社長直轄の組織とし、内部監査の実施頻度の向上、実施項目の充実を図っております。
6. 経営会議の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルの改定や各種講演会・研修の開催、法令遵守の実施状況の定期的なモニタリングや、問題発生時の初期対応を担うことで、コンプライアンス体制の拡充を図っております。コンプライアンス委員会は、委員長(取締役社長)、副委員長(取締役1名)、委員(取締役3名、監査役4名)、事務局(管理部総務課長)により構成されており、年に2回以上定期的な会合を開催します。また、全社員がコンプライアンスについて再認識を行う機会としてのコンプライアンス・デー(10月21日)を制定するほか、携帯用のコンプライアンス・マニュアルを全社員、取締役に配布し啓蒙するとともに、年1回以上のコンプライアンス講習会を実施し、常に高いコンプライアンス意識を保持できるように活動しております。
7. 当社は、岡崎本社と東京本社において弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法務的課題及び日常の業務に必要な助言を得ております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営内容や財務情報について積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットホームページ上で随時情報の発信を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、独立性及び専門性の高い社外監査役2名による監査により、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されており、過去において業務の執行者であった監査役を常勤監査役とし、監査実効性及び業務の専門性に配慮することで経営監視機能を強化していることから、当体制が経営監視機能を十分に果たすと判断し、当体制を採用しております。
なお、経営の監視機能をより強化するため、社外取締役2名を選任しており、経営に対する客観性及び中立性を確保した十分なガバナンス体制を構築できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向け決算説明会を年2回予定(半期、通期)しており、2020年10月期の決算説明会は、Web形式で2020年12月14日に行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料、報告書(株主宛送付資料)、株主総会招集通知 https://www.oliverinc.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性の登用について> 当社では、女性が能力を発揮できる職場の実現を目指し、性別に関係なく、採用や昇給、昇格など、その実力、成果に応じた評価を行っており、部長職、課長職など管理職への登用も実施しております。 今後はさらに女性の活用を進めるため、役員への登用等、女性が活躍できる場の拡大を図ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制の基本方針を以下のとおり定めております。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のためのコンプライアンス・マニュアルを定めており、コンプライアンス委員会による社内研修会、法令遵守の実施状況の定期的モニタリング等を通じ、法令遵守の徹底及び企業倫理の浸透を図る。また、法令及び定款に反する行為を早期に発見するため、通報相談を受け付ける通報相談窓口、匿名文書による通報ができる目安箱を設置する。

B. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程等の社内規程に従い、保存及び管理する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスク(品質、市場、信用、環境等)についての管理責任者を決定し、同規程に従った管理体制を構築する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、業務分掌事項及び職務権限事項を定めた組織規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きについて定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

定例の取締役会において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況について監督を行う。

業務の運営については、中期事業計画及び各年度予算を立案して全社的な目標を設定する。また、各部門においては、その目標達成のための具体策を立案・実行する。

E. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

社内規程に従い、子会社管理の所管部門の下、各部門が担当する子会社の管理を行う。

子会社は、当社との連携、情報共有を保ちつつ、自立的に内部統制システムを整備する。

F. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。その場合の同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保する。

G. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社の業務及び業績に重大な影響を与える事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要に応じていつでも取締役又は使用人に報告を求めることができる。

監査役は内部監査室及び監査法人と定期的に会合を持つなどして、意見及び情報の交換を行う。

H. 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

I. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社はかかる請求があった場合には当該請求に基づき支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範に、反社会的勢力との関係根絶を目的とする条項を定め、全役職員に遵守することを徹底しております。

(1)反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、団体・個人を問わず毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(2)基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制にしております。また、信用調査や新聞記事検索等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築しているほか、商取引契約書においては、反社会的勢力の排除を目的とした条項を設け、締結しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図(参考資料)は、添付のとおりであります。

2. 適時開示体制の概要

株主、投資家、取引先等の様々なステークホルダーの方々との高い信頼関係を構築・維持するためには、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であると認識しております。

そのため、当社では、情報開示に関する諸規則に則って、正確かつ公平な開示を行うのみならず、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

(1) 適時開示に係る社内体制

A. 情報管理責任者

適時開示を担当する管理部を管掌する取締役を適時開示の情報管理責任者とし、開示情報の収集、開示文書の作成及び開示手続きを行っております。

B. 情報の集約と管理

経理部門をはじめとする各部門の長を情報取扱責任者とし、当社及び子会社において、適時開示の対象となりうる会社情報が発生した場合に、迅速かつ的確に、集約・管理できる体制を整備しております。

C. 適時開示判定

上記の方法により集約した会社情報について、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」に定める開示基準に従い、情報管理責任者の指揮のもと、その要否を判定しております。また、開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては開示の対象としております。

(2) 適時開示に係る手続

A. 開示内容及び時期の確定

上記の判定により、開示対象とされた会社情報は原則として取締役会に付議され、内容と時期を確定いたします。またその妥当性については、監査役が取締役会に出席し、経営の意思決定の監視を行っております。なお、有価証券報告書をはじめとした会計書類については、監査役のほか、会計監査人によっても閲覧・監査されております。

B. 外部への公表

取締役会等により開示内容、時期の確定した会社情報は、管理部門がTDnetに開示するとともに、証券取引所の記者クラブにて開示を行うほか、速やかに自社ホームページへ掲載し、外部への公表を行っております。

以上のプロセスについての適時開示体制の概要についての模式図は、添付のとおりであります。

